

# えがお+ for kids sports 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、えがお+ for kids sportsと称し、通称は「えがお+fks」とする。

(事務所)

第2条 事務所を会長宅(徳島県徳島市南二軒屋町石井利1352-9-202)に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の信頼と常に前向きな精神に基づき、スポーツ・運動遊びを通じて、県内の子どもたちの基礎体力やコミュニケーション能力の向上を図り、心身ともに豊かで健康な人間形成を目的とした事業を行い、会員の運動指導者としての能力、資質の向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1)子どもの運動あそびを促進する事業
- (2)えがお+ for kids sports会員の活動支援に関する事業
- (3)えがお+ for kids sportsの目的とする活動を促進するための財源確保
- (4)えがお+ for kids sportsの社会的認知の向上と広報活動
- (5)その他、目的達成に寄与する一切の事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条の目的達成に熱意のあるものに限り、年齢、性別は問わない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、既存会員の推薦を要し、会長の承認により加入することができる。

(会費)

第7条 本会は、会費その他により運営し、次の会費を徴収する。

- (1)会費については別表1に表す。
- (2)コア会出席者全員の決議により、全会員から会費その他を徴収する。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき
- (2)本人が死亡したとき。
- (3)除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会者は、第6条入会の手続きにより再度会員になることができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、コア会の議決により、除名することができる。

- (1)この会則に違反したとき。
- (2)この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長1名
- (2)副会長2名
- (3)コアメンバー若干名
- (4)監査2名

(選任等)

第13条 役員は、会員の推薦により、コア会において選任する。

2 コアメンバーは、既存会員の推薦を要し、推薦者が告知及び会長に申し立て、コア会に出席したコアメンバーの承認により次回のコア会から加入することができる。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐すると共に連帯して本会を統括し、会長に事故あるとき又は、会長がかけたときは、その職務を代行する。

3 コアメンバーは、コア会を構成し、この会則の定め及びコア会の決議に基づき、この会の業務を執行する。

4 監査は本会の財産の状況を監査する。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。  
2 欠員による後任者は残任期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、コア会の議決により、これを解任することができる。  
(1)心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められたとき。  
(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

## 第5章 総会及びコア会

(構成)

第17条 総会及びコア会は、コアメンバーをもって構成し、総会は年に1回、コア会は月に1回開催するものとする。  
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

(機能)

第18条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1)会則の変更
- (2)解散
- (3)事業計画及び収支予算書
- (4)事業報告及び収支決算書
- (5)役員の選任又は解任
- (6)その他の会の運営に関する重要な事項

2 コア会は、勉強会ないし懇談会とし、以下の事項について協議する。

- (1)決議を要しない本会の運営に関する事項
- (2)次回のコア会予定日
- (3)その他の会長の提案する事項

3 総会は、コアメンバーの過半数の出席がなければ、開会することができない。

(招集)

第19条 総会及びコア会は、会長が招集する。

## 第6章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雜則

(細則)

第21条 この会則の定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は、会長がコア会に諮って定める。

附則

- 1 この会則は、平成25年4月20日より効力を有する。
- 2 この会の初年度の会計年度は、第20条の規定にかかわらず本会の成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 3 この会の会費は、平成28年度6月26日から、別表1に表すものとする。